

# 長周新聞

長周新聞社

〒750-0008  
下関市田中町10番2号  
電話 083(222)9377(代表)  
FAX 083(222)9399  
メールアドレス  
info@chosyu-journal.jp  
振込口座 01540-0-11658  
週3回刊 月ぎめ 1500円  
1部120円 郵送料1ヵ月550円

名古屋 中村区靖国町2-94-12  
電話 052(414)1250  
高山 富山市大塚95  
電話 076(434)6887  
岡山 倉敷市西中瀬田320-16  
電話 086(425)5927  
沖縄 浦添市仲間1-2-8-102  
電話 098(878)1805  
岩国 岩国市三笠町3-8-3  
電話 0827(21)6837  
宇部 宇部市中尾1-7-27  
電話 0836(31)2229  
萩 萩市大字椿東4504番地  
電話 0838(22)2566

吉 新 聞

# 防衛省の略奪に怒り噴出

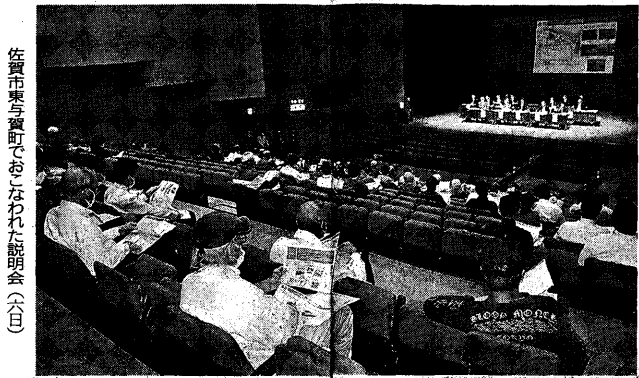
## 地権者同意なく土地取得主張

### オスプレイ配備計画 住民を愚弄する詭弁

佐賀 佐賀空港への陸上自衛隊オスプレイ配備計画は、配備予定地の地権者(二五四人)との売買契約すら省々という超法規的強硬手段で推し進めてきた防衛省が早くも工事着手をアナウンスする事態となっている。現在オスプレイを暫定配備している木更津駐屯地(千葉県)の配備期限が二〇二五年七月に迫っているため、防衛省は佐賀県と佐賀県有明海漁協、同南川副支所の幹部を着席料や振興費などで「買収」したが、配備予定地三杉の地権者全員の同意と権利書の変更など法的にも道義的にも不可欠な手続きを丸々無視するという前代未聞の強硬姿勢を見せている。六日と八日には、佐賀空港に近い佐賀市東与賀地区、川副地区で防衛省が建設工事にかかわる説明会を開いたが、参加した住民からは、工事の前提となる手続きの不備、安全上の懸念をも無視して基地建設を強行する防衛省に対して激しい怒りが噴出するものとなった。

### 地権者を「関係者」と言い換え

説明会で防衛省(九州防衛局)は、オスプレイの本東津への暫定配備期限が二年後に迫っているため、佐賀空港への配備に向けた工事を準備が整い次第早急に始めていくとし、工事は期限を迎える二〇二五年六月三日にかけて夜間も含め二四時間実施すると説明。平日だけでなく休日も工事を敢行し、排水に関しては、ノリ漁期間中(九月三月)は生コンの打設工事はおこなわないことなどを説明した。佐賀市内や空港につながる市道などの主要道路には、子どもたちの通学路も含まれるが、二四時間、資材を載せた大型トラックや関係車両がひっきりなしに往來することになる。東与賀地区の説明会で最初に質問した男性は、「工事の前提となる問題」として「先月売買契約したという佐賀駐屯地予定地の地権者が二五四人いる共有の土地だ。そのために一人でも反対すれば売買契約は無効ではないか」と疑問を投げかけた。地権者への管理運営委員会がおこなった「臨時総会」(五月一日)では、地権者三五四人のうち四九人が売却に反対しており、共有物の売却に関しては地権者全員の同意が必要である」と民法三五条規定を引用し、「新聞報道でも佐賀大学の中山泰道准教授(民法)が「土地を売らない」と表明している共有地権者がいる限り、その持ち分は移転しない」とコメントしている。また、地権者からも九州防衛局に直接質問や申し入れがおこなわれているが、それに対してまだ明確な答えをしていない。それにもかかわらず土地の売買契約を結んだことについては、国のやることにしておかさい。民法に違反することを園がやっていると、工事が始まってから地権者が所有権にもついで妨害排除請求をおこなえば工事を中止させるを得なくなる。着るなどから「土地は防衛省のものになっていないのではないか」と指摘した。



佐賀市東与賀町でおこなわれた説明会(六日)

## 大損害被る南川副ファーム

### 一方的契約破棄 防衛省「関係ない」

佐賀海へのオスプレイ配備計画をめぐる、地元住民説明会でも地権者や住民が口々に問題を指摘した防衛省の土地取得問題は、防衛省の説明とは裏腹に反社会的行為が山積となっている。この土地は一九八八年に国道干拓事業にもなる漁業補償として、漁業者各個人に払い下げられた共有地であり、土地の変更や処分には共有者全員の同意が必要(民法三五条)だが、防衛省は地権者への管理運営委員会がおこなった総会の議決で売却賛成が三分の二に達したことを根拠に漁協本所との間で登記移転しただけで、各地権者の同意やそれぞれが持つ権利書の変更、地代の受領関係すら成立してない。なのに同地で受託営業をおこなう農業法人の存在を無視している問題も浮上している。

地元関係者によれば、防衛省は五月八日に佐賀県有明海漁協と土地の売買契約を締結し、一五日に登記を変更した後、工事に着手する前提を整えるため、すくなくとも各土地権者に土地代を振り込もうとしていたという。だが、それにストップがかかったのは、オスプレイ配備予定地で表や大豆の栽培をおこなっている農業法人「南川副ファーム」の存在だという。南川副ファームは、地権者でつくる「国道干拓(一〇七)号から(一六〇)号管理運営協議会」から委託を受け、同地で農業事

業をおこなってきたが、防衛省が三杉の土地を取得することで突如として耕作面積の三分の一を失い、経営的にも大打撃を受けることになる。関係者によると、防衛省は予定地内にファームが建てている農業倉庫と二年分の営業補償をするとしているというが、人員や機械を減らすことなどともなう補償のみであるため、それだけではファームの経営は成り立たない。耕作面積が大幅に減少することによって農作物が収穫できなくなり、それにもなる交付金なども受けられなくなるからだ。しかも南川副ファームは、管理運営協議会との間で今年四月一日から来年三月三十一日までの一年間の賃貸借契約を交わしており、そのなかの第五条には、「(乙)協議会」はこの期間中、農地を第三者に譲渡または賃貸ししてはならない。またやむを得ない事情がある場合、あらかじめ甲(南川副ファーム)の承諾を得たときはこの限りではない」と明記されている。さらに同地の登記名義人が佐賀県有明海漁協の西久保組長であることから、佐賀県有明海漁協とも(二〇二七(令和九)年三月三十一日まで)二年間の作業受託契約を交わしており、今回のオスプレイ配備計画にもなる責任をすべて南川副支所

# 村印刷

下関市中之町五一九  
電話三三三二一九〇

「書籍  
チラシなど」  
対して何度も説明会を開  
いては漁協が地権者なので  
あれば、一五四人の地権  
者に説明する必要はない。  
さんさん説明をして  
きて今さら漁協が所有者  
だといのはおかしい」と  
問い詰めた。そして登  
記は、民法において第三  
者対抗要件であり所有



佐賀市川副町でもなされた説明会（八日）

権を明確に示すものでは  
ないことに触れ、「登記  
が漁協だから所有者が有  
明海漁協だ」という方  
は明らかに詭弁だと指摘  
したが、防衛局側は「所  
所有者は有明海漁協で  
あり、漁協内の手続きに  
ついては漁協の判断で  
防衛省としては問題ない  
と見ており」と同じ説明  
をくり返した。

## 「売買契約 無効」の声

厳しい追及相次ぐ  
空港に最も近い川副地  
区でおこなわれた説明会

でも、地権者から「土地  
売却に賛成しておらず  
売買契約は無効だ」と怒  
りの声があいついた。共  
有地であるにもかかわらず  
全員同意も取り付け  
ず、「所有権は防衛省に  
ある」とする九州防衛局  
に対して「法的根拠を示  
せ」と厳しい追及がお  
こなわれた。

地権者の男性は、「住  
民の安全よりも工事の早  
期着工を優先している。  
私は地権者だが、地代も  
受けとっていない。土地  
はまだ防衛省のものには  
なっていないはずだ。そ  
れに二四時間体制の工事  
というの、あまりにも  
地域住民を無視したやり  
方で、住民に対して防衛  
大臣や政府の意向を押し  
つけているだけではない  
か。私たちはオスプレイ  
の必要性も十分に説明  
を受けていない。地域  
住民の理解を得て工事を  
したいならオスプレイの  
必要性、なぜ工事をこれ  
ほど急ぐのかについて説  
明するべきだ」とのべ  
た。



説明会前に抗議行動をおこなう住民の会のメンバー（八日）

配備計画に反対してき  
た地権者の男性は「土  
地を売る」とはいい  
ない。四人も反対者が  
いたのになんの説明もな  
いまま話を前に進めてい  
く。しかも、夜間も休日  
も工事をすると、あま  
りにも佐賀の者をほか  
にしている。国が法律を無  
視してどうするのか。  
九州防衛局長に法廷で争  
うと伝えてほしい。私  
たちは国交省からも騙  
まされ、農水省からも  
あるあらゆる契約を無視し  
て、登記移転だけで強引  
に手続きを進めたことに  
よって、身内同士を二分  
し、責任を押し付け合う  
ような事態は強いてい  
ない。また、防衛省がメ  
ディアを使って「工事中  
をアナウンスする一方、  
地権者や漁業者に対して  
は、五月二日の臨時総会  
の開催後、漁協本所か  
らも防衛省、報道によ  
りも沙汰もなく、報道によ  
り土地の売買契約締結な  
どが知られているだけ  
だ。総会では「地権者  
の皆さま、どうか売却に  
賛成していただきたい」と  
言っていた防衛省も、直  
近の説明会では地権者  
に対して「地権者で

して地権者に戸別訪問し  
て説明している。地権者  
の全員同意なしに工事を  
始めることは許されない  
はずだ。その点を正面か  
ら答えずに、しかも反対  
している地権者が目の前  
にいない、まともな説  
明をせずに工事を始める  
ことは絶対に許されない  
。法的根拠を示す必要  
があるし、少なくとも反  
対する地権者に対してき  
ちんと説明をする場をも  
うける必要がある。それ  
でも九州防衛局は二五四  
人の地権者がいるとい  
うことも否定するのか。」  
と問い詰めた。

配  
備計画に反対してき  
た地権者の男性は「土  
地を売る」とはいい  
ない。四人も反対者が  
いたのになんの説明もな  
いまま話を前に進めてい  
く。しかも、夜間も休日  
も工事をすると、あま  
りにも佐賀の者をほか  
にしている。国が法律を無  
視してどうするのか。  
九州防衛局長に法廷で争  
うと伝えてほしい。私  
たちは国交省からも騙  
まされ、農水省からも  
あるあらゆる契約を無視し  
て、登記移転だけで強引  
に手続きを進めたことに  
よって、身内同士を二分  
し、責任を押し付け合う  
ような事態は強いてい  
ない。また、防衛省がメ  
ディアを使って「工事中  
をアナウンスする一方、  
地権者や漁業者に対して  
は、五月二日の臨時総会  
の開催後、漁協本所か  
らも防衛省、報道によ  
りも沙汰もなく、報道によ  
り土地の売買契約締結な  
どが知られているだけ  
だ。総会では「地権者  
の皆さま、どうか売却に  
賛成していただきたい」と  
言っていた防衛省も、直  
近の説明会では地権者  
に対して「地権者で

「地権者が戸別訪問し  
て説明している。地権者  
の全員同意なしに工事を  
始めることは許されない  
はずだ。その点を正面か  
ら答えずに、しかも反対  
している地権者が目の前  
にいない、まともな説  
明をせずに工事を始める  
ことは絶対に許されない  
。法的根拠を示す必要  
があるし、少なくとも反  
対する地権者に対してき  
ちんと説明をする場をも  
うける必要がある。それ  
でも九州防衛局は二五四  
人の地権者がいるとい  
うことも否定するのか。」  
と問い詰めた。

「地権者が戸別訪問し  
て説明している。地権者  
の全員同意なしに工事を  
始めることは許されない  
はずだ。その点を正面か  
ら答えずに、しかも反対  
している地権者が目の前  
にいない、まともな説  
明をせずに工事を始める  
ことは絶対に許されない  
。法的根拠を示す必要  
があるし、少なくとも反  
対する地権者に対してき  
ちんと説明をする場をも  
うける必要がある。それ  
でも九州防衛局は二五四  
人の地権者がいるとい  
うことも否定するのか。」  
と問い詰めた。

時評 産経を元へ編  
磯永秀雄の世界  
1400E

に丸投げしてしまわれ  
れ、このままではファ  
ームは膨大な赤字と負債  
を抱えさせられる事態に  
なりかねない。  
現在、南川副ファーム  
と漁協南川副支所の間  
で話し合いが持たれて  
いるが、本所との契約に  
ついては手つかずとなっ  
ているため、このまま防  
衛省が工事に踏み切れば  
同一の土地に相反する二  
つの契約が存在する二重  
契約となる。

関係者によると、南川  
副ファームが求めている  
補償額は八〇〇〇万九  
〇〇〇万円にもなり、漁  
協南川副支所が単独請  
け負えるものではないた  
め、南川副支所が防衛省  
に対して支援を求めたが

それではなほつづいて  
いる。また防衛省が地権  
者へ支払う土地代から、  
ファームへの補償分を差し引  
くことも検討されたが、  
総会にあたり防衛省が提  
示した二平方メートル六〇  
三メートルの土地価格が  
変わってしまい、再び総  
会を開く必要性が生じる  
ため、棚上げにされてい  
るという話がある。

南川副ファームの株主  
の多くは同地の地権者で  
あり、また国道十拓地の  
地主の半数は南川副ファ  
ームの株式を持っている  
ため、このままではファ  
ームの負債に対する責任は  
地権者自身に押し付けら  
れることになる。「防衛  
省が土地売買の前提とな

は、関係者によると、南川  
副ファームが求めている  
補償額は八〇〇〇万九  
〇〇〇万円にもなり、漁  
協南川副支所が単独請  
け負えるものではないた  
め、南川副支所が防衛省  
に対して支援を求めたが

「地権者が戸別訪問し  
て説明している。地権者  
の全員同意なしに工事を  
始めることは許されない  
はずだ。その点を正面か  
ら答えずに、しかも反対  
している地権者が目の前  
にいない、まともな説  
明をせずに工事を始める  
ことは絶対に許されない  
。法的根拠を示す必要  
があるし、少なくとも反  
対する地権者に対してき  
ちんと説明をする場をも  
うける必要がある。それ  
でも九州防衛局は二五四  
人の地権者がいるとい  
うことも否定するのか。」  
と問い詰めた。

「地権者が戸別訪問し  
て説明している。地権者  
の全員同意なしに工事を  
始めることは許されない  
はずだ。その点を正面か  
ら答えずに、しかも反対  
している地権者が目の前  
にいない、まともな説  
明をせずに工事を始める  
ことは絶対に許されない  
。法的根拠を示す必要  
があるし、少なくとも反  
対する地権者に対してき  
ちんと説明をする場をも  
うける必要がある。それ  
でも九州防衛局は二五四  
人の地権者がいるとい  
うことも否定するのか。」  
と問い詰めた。

# 一面から続く

## 住民生活無視した工事

事前説明もなく着工  
防衛省は住民説明会では、工事の着工日について「準備が整い次第と答えるだけで具体的な日時を明言は頑なに拒んだが、同日のNHKのニュースで「二日に工事着手」と報道されたことにも、住民から「地元を何の説明に来たのか」「あまりにも不誠実ではないか」と怒りの声が上がった。

東与賀に住む女性、私たちがこの地域で日常生活を送っており、漁

業も農業もなく、ここで仕事をしている人もいない。子どもたちもいる。この一帯を工事車両が四時間走り回って工事をして、私たちの生活に影響を及ぼさないわけがない。二四時間というのはちよめほしい。振動もするし騒音もする。そんな突貫工事みたいなのはやめた方がいい」とのべた。

そして東与賀や川副地区が軟弱地盤の干拓地であること指摘し、「私は工事車両が通るとされている国道四四号と県道のあいだに住んでいるがタンクが通ると家が揺れる。これまで堤防や空港の工事のときもこの辺りの家は傾いたり、ひび割れたりなど

してきた。その被害を行政に訴えても、なぜ事前に写真を撮っていないのか」といわれ、泣き寝入りをして地元を去らんと説明し、写真を撮っておくなどの事前審査をするべきではないか。今私たちが豊かで穏やかで静かな生活を送っている。生活の安全を脅かさないでほしい」と訴えた。

近隣の諸富地区から来た女性「佐賀空港のオスプレイ配備は絶対に許されない。四十数年前に佐賀に引越してきたが、佐賀の住民であるというのにこんな悲しい思いをしたのは初めてだ。のどかな佐賀平野に戦争をするための基地をつくらせてほしくない」と

訴えた。そして工事車両が四時間佐賀市内を走行するのにもかかわらず、佐賀空港周辺だけに説明会を開かないことに對して「この問題は、佐賀県内、隣の福岡県柳川市、大川市にも説明して、そのなかで着工できないかどうか考えるべきだ。今日は佐賀県、佐賀市の自治体の責任者もここに呼ぶべきだ。その説明会が済むまで工事着手すべきでない」とのべた。

佐賀市の女性「木更津でオスプレイの運用を見たいとき、一機の運用とされたいわれたにもかかわらず三機飛んでいって、揚子江に墜落飛行ルート」は海側といわれ

ていたのに内陸部を飛んでいたことを話し、「佐賀空港に来たオスプレイがどうして飛ぶ方ではないのか」という約束ができたか疑問だ。説明したことが事実と違っている。説明会をもっともっとほしい」といふ要望が地元自治会長からも挙がっていたが、それへの答えもなし。あまりにも住民無視ではないかと憤りをのべた。

駐屯地予定地に近い沿岸部に住んでいる東与賀の男性は、「回目の説明会のとき、オスプレイは沖合二〇キロのところで飛行するが、場合によっては陸上を飛ぶこともあるといわれた。われわれは本当に（空港に近い場所）で生活を

している。生活権が侵されることになるのかかわらず、ほとんど説明会がない。機協には売却がない。説明が相当おこなわれたか、近隣住民にもっと説明があるのが当然ではないか。ハルスも田もある場所、ときどき墜落するような飛行機がごまかすようなことに出向いて説明会をおこなうべきだ」と訴えた。

東与賀小学校PTA関係者は、先月地域内で小学生が車に跳ねられる事故が発生したことを明かす。今回の工事車両の走行ルートも小学生が通る道だ。ここはガードレールがない。この場所を屋敷も通るとなっている。生活権が侵される

が、朝夕の通学時間は走らないようにできないのか。また西川副小学校の真横を工事車両が通るルートになっているが、授業への影響は考えていないのか」と保護者として、このままの安全上の懸念を訴えたが、防衛局側は「通らない」ということにはできず、近隣の小中学校については交通誘導員の配置をする」と答えるのみだった。

防衛省は二日早朝にも佐賀空港に隣接する共有地の工事に関係無用で着手すると見られ、地元住民との衝突は避けられない事態となっている。

## ウクライナ軍による虐殺を無視する西側メディア

ロシア軍に関しては、ドネツク人民共和国(DPR)軍と通常のロシア軍とのあいだで統合が進んでいないが、また分離が存在している。数日前、私はPRの部隊と一緒にいた。かれらは必ずしもドネツク人民共和国の国防衛の一部ではないが、ロシア軍と別の組織に所属していた。

私の映像リポートには、組織間の違いを説明

する内容が含まれている。誰がロシア軍とされているのか、どのような大隊やグループを統合しているのかを説明している。

ウクライナ軍による虐殺を無視する西側メディア

昨日、あなたがドネツクで民間居住区へのハイマス攻撃を取材していたとき、CNN、ニューヨークタイムズ、AP通信、フジテレビ、ロイター、BBCの同僚たちと話をすることはできたのだろうか。おそらく全員がそこにはいない。ドネツクやドネツクに欧米メディアはいない。ドネツクやドネツクをおし進めている。二重基準を継続。台湾が自衛のため必要としている」と主張し、米国製兵器の売却を続けている。

その延長線上で、バイデン政府は昨年九月には明確な攻撃兵器である対艦ミサイル「ハープーン」六〇発の武器売却を承認。今年三月には台湾へ六億九〇〇万(約八四五億)相当の武器売却を承認し、米機密に通知した。そして台湾空軍が使うF16戦闘機を機密化する方針を決め、中距離空対空ミサイル「AMRAAM」二〇発やサイバー発射装置など攻撃力を高める装備を売却する計

ある。今のドネツクの政府にどうして、それらはすべてが新しいことなのか。またフグネルのような民間軍事会社という第三

バスで欧米の主要メディア関係者を見かけることは滅多にない。たまにちよとした短信を書くためにやってくる者はいらぬが、多くの場合、かれらはこちら側で実際に起きていることに関心を持たない。ポーランドとの国境に居座り、そこからできることを報告する方が快適だからだ。話を聞くには、契約したフリーランス記者がいるようにだ。

私も以前は、現場で撮影できるものを撮影し、それを高値で売るということをやっていたが、自分の撮った映像がAP通信やロイターのような機関によって使われていくことに気が付いてから、それをやめた。

典型的な例は、今回私が撮影した二〇分間のインタビュービデオで、攻撃を受けた場所であっている人たち誰も「ここにロシア軍はいない」といっていることだ。それはウクライナの攻撃だからだ。この攻撃に関するオーストラリアのニュース番組「News 10 First」の報道を見たが、

者もいる。これは二〇一四年にドネツク人民共和国が自分たちの政府を設立したときのプロセスマであり、現在も進行中だ。かれらはこの攻撃について完全に嘘をつき、自分たちが描く物語にあわせて、この攻撃をロシアのせいにしてこうこうだけだった。これはまったくバカバカしいことで、道徳やジャーナリズムの倫理に欠けるものだ。

このようにして(虚偽報道)が起きているのは、高額を出す者に対して仕事を売すフリーランスの

存在によるものだ。このオーストラリアのニュースチャンネルの映像素材は、ロイターかAPを通じて「ドネツク」で撮影した誰かが購入したものである。その小さな報道のなかで「これはロシアの攻撃だ」といっているが、ドネツクの状況に対する西側主流メディアのステレオタイプ的な台詞に過ぎない。なぜなら、かれらはウクライナにとってマイナスになること、あるいはロシア国民や民間人にとってマイナスになることを隠したいだけなのだ。西側の主流のシンリオにあつたような真実の半分しか見せないのだ。

ドネツクの人々は、自分たちの地域がロシアの一部となり、この攻撃が続いている今、

何を訴えているのか。ハトリック、ドネツクの人々は、世界の多くの人が想定したように、ロシアが侵攻してキエフ制圧まで三日間で終わるだろう。その小さな報道のなかで「これはロシアの攻撃だ」といっているが、ドネツクの状況に対する西側主流メディアのステレオタイプ的な台詞に過ぎない。なぜなら、かれらはウクライナにとってマイナスになること、あるいはロシア国民や民間人にとってマイナスになることを隠したいだけなのだ。西側の主流のシンリオにあつたような真実の半分しか見せないのだ。

だが、かれらは、ロシアがより多くの領土を獲得するまで、事態がより早く動き出すことを祈っている。ドネツクの人々は、前線からほんの敷居離れた反対側に家族がおり、その家族がロシア軍

の到着を待っているから。これらの人々からような状況を継続し、長いあいだ家族から切り離されるのを見るのはつらいものがある。過去九年間では、前線をさぐることもできる地域や家族がお互いに会える場所もあったし、今回道もできた。しかし、これらの家族はバラバラになり、ただただ早く元に戻ることを祈っている。それを表現するためには、ロシアがドネツク地方の残り地域、つまりドネツク人民共和国全体の占領を終わらなければならないと考えている。

司会 悲しいことに西側メディアは、その大量虐殺を無視し続けている。あなたがそれを報道し続けていることに敬意を表したい。

で検討している。さらに退官前と異なる職務や部隊への配置をすすめることも検討している。これまでは陸上自衛隊で勤務していた人は再任用でも陸自に入っていた。しかし他に身につけた能力があれば、陸海空やサイバー等の分野にまたがっていても再任用できるようにする方向だ。昨年末に閣議決定した国家安全保障戦略は自衛官の人数確保へむけて、定年延長とともに再任用を「強力に推進する」と明記した。その方針を踏って自衛官全体の数を増やす動きを強めている。

## 自衛官再任用の基準を緩和

防衛省が検討  
防衛省が二〇三年度内にも、定年で退官した自衛官の再任用基準を緩和するため、実施にむけた調整を本格化している。現在の勤務実績や体力検定、身体検査の三条件のうち身体検査合格基準を緩める方向だ。退官前とは異なり、再任用は再任用で従事しやすく、自衛官の確保にむけて検討している。

防衛省・自衛隊の「人的基盤の強化に関する有識者検討会」が五月末の

会場で再任用の拡充策を提起し論議した。同検討会が夏にまとめる予定の提言に盛りこんで、二〇三年度以後に制度を改定し、定年前の元自衛官の復職を増やす方針も明らかにしている。

自衛官の定年は在官時の階級で異なる。幹部自衛官にあたる「尉官」は五五歳、さらに二階級以上の「佐官」は五六、五七歳となっており、一般自衛官より早く五〇代で定年を迎えるケースが多いという。

再任用した自衛官の任期は六〇歳未満で三年以内、六〇歳以上は一年

以内、となっており、六五歳になるまで更新できる仕組みになっている。ただ有事の防衛出動の場合には特例で六カ月または一年間といった一定期間の延長を認める等、職種は多様だ。自衛官の任務の内容は教育や補給、輸送等約三〇種類あるという。これまで防衛省は再任用時の身体検査は二〇一〇年代の新規採用と同基準を適用していた。しかし今後の検査結果が基準に達しない場合でも、任官時の健康診断の内容が良ければ「継続的に医師の診断を受ける」ことを条件に合格する方向

で検討している。さらに退官前と異なる職務や部隊への配置をすすめることも検討している。これまでは陸上自衛隊で勤務していた人は再任用でも陸自に入っていた。しかし他に身につけた能力があれば、陸海空やサイバー等の分野にまたがっていても再任用できるようにする方向だ。昨年末に閣議決定した国家安全保障戦略は自衛官の人数確保へむけて、定年延長とともに再任用を「強力に推進する」と明記した。その方針を踏って自衛官全体の数を増やす動きを強めている。

## 福田正統評論集 原水禁平和運動論 一〇〇〇頁